

○木津川市健康づくり推進協議会条例

平成 25 年 3 月 29 日条例第 7 号

改正

令和 7 年 3 月 31 日条例第 8 号

木津川市健康づくり推進協議会条例

(設置)

第 1 条 木津川市における市民の健康づくり対策の積極的な推進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、木津川市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 健康づくり等の計画及び進行管理等に関すること。
- (2) 市民の健康づくり施策に関すること。
- (3) 食育に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民の健康づくりに関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相楽医師会の代表
- (2) 京都府歯科医師会山城支部の代表
- (3) 京都府山城南保健所の代表
- (4) 市内の衛生組織、学校及び事業所等の代表
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募により選出された市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、特に適当と認められる者

(任期)

第 4 条

- 1 委員の任期は、委嘱した日から 2 年とする。
- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委員の委嘱を解くことができる。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条

- 1 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条

- 1 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康づくり担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例に規定する機関の委員に相当する委員として市長に委嘱されているものは、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。

附 則（令和7年3月31日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。